

## 大館市建設工事最低制限価格制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格制度を適用する場合における事務の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

### (適用対象工事)

第2条 この要綱は、入札に付する工事で、大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成20年4月1日）に基づく低入札価格調査制度の適用対象工事以外のものに適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により本要綱の適用対象とすることが適当でないと認められる場合は、本要綱の対象としないことができる。

### (最低制限価格)

第3条 契約権者（大館市財務規則（平成14年4月1日規則第26号）第2条第8号に規定する者をいう。以下同じ。）は、前条第1項の適用対象工事について入札を行おうとする場合は、工事ごとに最低制限価格を定めるものとする。

- 2 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額×97%
- (2) 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費相当額×90%
- (4) 一般管理費相当額×70%

- 3 前項の規定にかかわらず、解体工事の最低制限価格にあっては、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額×90%
- (2) 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費相当額×90%
- (4) 一般管理費相当額×70%

- 4 第2項及び前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に最低制限価格及び最低制限価格に100分の110を乗じて得た額を記載するものとする。

(入札参加者等への周知)

第4条 契約権者は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、入札公告等により、次のことを周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格で入札した者は、失格となること。
- (3) 落札者となるべき者がいないときは、再入札を行うこと。
- (4) その他必要な事項

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、入札執行者は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再入札の手続きを行うものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることはできないものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、契約の始期が平成 26 年 4 月 1 日以降となる発注案件について適用する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前の日付をもって契約を締結する発注案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。